令和5年度第1回大阪府依存症関連機関連携会議・議事概要

◇　日 時：令和5年6月7日（水）午前10時から11時30分まで

◇　場 所：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）

◇　出席者：24名（うち代理出席４名）

１　開会

* 会議の公開・議事録の取扱いについて

会議の実効性を高めるために本会議は非公開とするが、議事については要旨を公開する。

２　議事

（１）令和5年度大阪府依存症対策強化事業について

事務局説明

〇令和5年度の依存症対策強化事業の全体像【資料1－1】

* アルコール健康障がい対策推進計画の第2期計画の策定に係る検討の場については、精神保健福祉審議会に新たに専門部会を設置し、審議を進められるよう検討している。
* 令和４年度に比べギャンブル依存症専門医療機関が１か所増え７か所。

〇チラシ「借金問題と依存症のループを断ち切ろう」について説明。【参考資料6】

* 借金の解決に関する情報と依存症に関する情報の両方について周知する形のチラシを作成した。

・ 府のこころの健康総合センターの依存症専門相談の一環として、依存症に関連した借金や債務整理の問題でお困りの方に、大阪弁護士会所属の弁護士がオンラインで相談に応じ、解決に向けて助言や情報提供を行う借金専門相談を6月より開始。

〇令和5年度大阪府依存症関連機関連携会議及び各部会について【資料1－2】

（２）令和５年度大阪アディクションセンターの活動について

事務局説明

〇大阪アディクションセンターについて説明と報告　【資料2－1】

〇令和5年度の大阪アディクションセンターの活動計画について【資料2－2】

〇大阪アディクションセンター加盟機関・団体活動状況冊子について【資料2－3】

議事１～2についての各委員からの発言要旨

〈民間支援団体〉

* 交流イベントの開催、ミニフォーラムはいい取り組みで、地域密着できていると感じるという声をきいている。
* 顔が見える連携が少しずつできている中で、特に対応に困っている事例を事例検討できたら次に活かしていけると思う。

〈治療拠点機関〉

* 府の依存症対策強化事業の「借金専門相談」というのは非常に良い。特にギャンブル依存は関係が深く、ギャンブル等以外の依存でも経済問題から依存の問題が見えてくることはよくあると思う。

〈弁護士会〉

* 事例検討について、自殺対策に関しては弁護士会と行政で個別の事案について検討する場を持っているが、個別の事案を扱うのはプライバシーがすごく問題になる。
* 刑事事件で依存症の方がたくさんいるが、最近特徴的なのは20代前半の大麻の問題の急増で、大麻へのハードルは低く本人が依存と思っていない。
* 支援者として当事者団体の話を聞いて勉強し、伝えていける意味で事例は聞きたい。
* 府の依存症対策強化事業の相談支援等を担う人材の養成が「新規」とあるが、誰を対象に、どういうプログラムなのか教えてほしい。

〈事務局〉

* 人材育成はこころの健康総合センターでは基礎、中級編、上級編とステップアップできるような研修を地域の関係機関を対象にしている。
* この「新規」とは、依存症の相談対応をする人、地域のいろいろな相談窓口、民生委員、住民の方を支援し相談に乗る可能性のある方に裾野を広げる一方で、依存症の専門的な相談にのれる人が大阪にまだ不足していることに対するもの。
* 裾野を広げることから高度な専門性を持った人を育てるまでの、ステップアップできるようなプログラムを大阪で作り、広げていけないかと考えている。プログラムの内容、対象者を検討するところから始めていきたい。

〈当事者〉

* 基本的にギャンブル等だけじゃないクロスの依存者が非常に多く難しい。
* スマホでギャンブルができるため若年層が非常に多くなっている。

（３）その他（今年度、所属機関・団体での取組み、力を入れたいことについて）

〈民間支援団体〉

* 長年、依存症の絡む借金問題のことについて相談を受けている。
* 今年度も依存症の絡む借金問題の相談について、本人、家族からの相談も広く受け付けている。土日も週1回ずつ、平日仕事で忙しい方でも相談しやすい環境を引き続き続けていきたい。
* 今年度、5/1～5/31のギャンブル依存症関連問題啓発月間のときには、啓発イベントとしてYouTube動画を作成。普及啓発の活動ができたらと考えている。
* 若い時から借金相談できる所がある、危険があるということを広めていけたらと思う。

〈司法書士会〉

* 司法書士会は、新会長が多重債務の問題等に詳しく、今後、依存症問題に関する取り組みも進んでいく方向になればと期待している。
* 会の取り組みとしては、依存症に対する意識の向上として、今年度も相談対応のスキルアップ等で研修を考えていけたらと思っている。

〈近畿厚生局〉

* 薬物で逮捕された人のうち主に初犯者で、裁判で保護観察のつかない執行猶予判決を受けた人を主な対象者として、再乱用防止支援事業を開始し今年で5年目。
* 当初は、麻薬取締部で逮捕した人を対象としていたが、昨年から大阪地方検察庁と連携し、警察で逮捕された人にも再乱用防止支援事業について説明し、支援の希望者を紹介していただく取り組みを行っている。
* 若年層の大麻が増えている。逮捕されて刑事収容施設に入ると、やめようという気持ちが起こる。気持ちが強いときに介入し、支援に繋げていくことができればと考えている。
* 初犯者以外でも、支援を希望する人や家族の方に対する支援も行っている。
* 再乱用防止支援事業については完全に捜査部門から切り離し、心理士などの資格を持つ支援員が、基本的には一対一の面談で支援する。
* 一機関だけで何事もできるとは思っておらず、様々な支援機関、支援団体と連携していくことが重要と思っている。

〈弁護士会〉

* 弁護士会はいろんな問題についてそれぞれ委員会があり、自主的に参加する。
* 社会復帰した後にどう生活していくのかを、裁判官にアピールすることを考えるようになり、自助グループ、借金整理を提案する弁護士が増えた。
* 若い弁護士も増え、どこに繋げたらいいのかわからないようなので、加盟機関団体の冊子を弁護士会で共有し、個別で繋がっていけるような仕掛けをしていきたい。

〈精神保健福祉センター〉

* 当センターの依存症相談の実績は、令和3年、4年と少しずつ全ての依存に関して増加。困難事例も含めて専門的な相談も受け付けている。
* 依存症に関する認知を高めるために、リスティング広告を実施。３依存に加え新たにゲームを追加し、今年度から広告の実施を増やす。
* さらに、主に小中学校向けに、学校での教育の場で依存症に対する知識、怖さを知ってもらうために動画を作成し役立てもらうという取組を強化しているところ。
* OACミニフォーラムも昨年開催し、今年も11/10にエル大阪で実施予定。
* ＩＲ推進局からの予算が移管されたので、大阪府と協力しながら、依存症対策を強化し、「（仮称）大阪依存症センター」の機能検討会も、府と協力し事務局になっている。

〈回復施設〉

* ODに特化したミーティングを毎週火曜日に開催。オンラインと対面で、数名の方が参加して需要があると思う。
* 大麻の相談は少し増えているが、若年の人は危機感もなく自分が依存症だと思っていない。繋がらないことが多いが、繋がる人も少しずつ増えている現状。

〈保護観察所〉

* 刑事司法手続き、少年の保護手続き、裁判所で保護観察が決まった、あるいは刑務所や少年院から仮釈放という形で保護観察になった方に対して、保護観察期間中に薬物に関しては、再乱用防止プログラムを実施。
* 薬物依存症対策のグループがあり、集団プログラムを活発に実施。遵守事項で受講が必須のプログラムで、モチベーションの高い人や低い人等、色々な方がいる。
* 現在、月30～40回の薬物のグループワークをしており、延べ人員で200人前後参加している。
* 刑事司法や少年保護の手続きは制限があり、強制的な措置としてプログラムを受けているので、終結する日がある。一つの大きな機会と捉えて、対象となる方に依存症の自覚を改めて持っていただくなど、いろいろな働きかけをする。
* 最近力を入れていることは、保護観察期間中に別の地域の医療機関、リハビリテーション施設に繋がるよう働きかけ、保護観察所の関与が終わってからも、支援を受けられるよう進めている。プログラムの中で支援機関の方に来ていただき、活動を教えていただくことも積極的にしている。

〈保健所〉

* 昨年度の相談実数は306件、そのうちアルコール、薬物、ギャンブル等に関する相談は約12％。
* 相談では、依存症についての知識や対応方法について、専門医療機関、回復施設の紹介、自助団体や関連する生活問題、他機関への繋ぎや、本人、家族へのプログラムを実施している。家族だけの相談から始まることも多く、本人の相談に繋がるまで時間がかかることが多い。
* アルコール依存の早期の治療が課題としてあり、専門医療機関である新生会病院に大阪府が委託して、泉州スマイルSBIRTS事業を実施。保健所や内科医療機関等から紹介があったケースについて、聞き取りをして職員につなぐ役割。
* 令和４年度に依存症支援関係者地域交流会OACミニフォーラムを開催。関係機関研修事例検討会として薬物依存症の理解と対応、地域ではアルコール依存症の理解と対応、連携の重要性を学んだ。
* 啓発事業については、中学校での未成年飲酒防止教育を行い、保健所が主催する会議や参画する会議等、ホームページやロビーにおいてPR活動を行っている。今年度についても同様に事業を進めていきたい。

〈回復施設〉

* 新型コロナウイルス感染症の対応について規制が緩くなったのでメッセージを再開した。
* 大阪に限らず回復施設の意義、依存症から回復するために何が必要か伝えていくことを考えている。
* 1人では24時間依存を手放すことができない方に、一つの回復施設としてグループホームを利用していただいたらと思っており、もっと周知していきたい。

〈当事者〉

* 今年も10月１日にグループ29周年記念イベントを開く。
* 昨年下半期、延べ763名の自助グループが参加。冊子代のみお願いをしている。

〈家族〉

* いつも通り行政の方から依頼があればメッセージを届けに行く。
* 家族の自助グループでも、大麻の家族が来ることが多い。若い人が増えてきている。
* コロナ禍でできなかったが、今年からは全国でいろいろな活動をしていく。オープンスピーカーミーティングで誰でも来られるので見に来ていただいたら。

〈矯正施設〉

* 昨年度新型コロナウイルス感染症対策が優先で、関係機関や外部の団体の皆様を招聘しての指導ができない状況が続いていた。今年度、本格的に指導の方も充実できるように調整を進めている。
* 累犯受刑者ということで問題性も根深く、また複雑化している。指導も充実したものを目指しつつも、なかなか私達だけではより効果的な指導というのができない。
* いろいろ教えていただきたいと思っており、指導者のスキルアップもはかりたい。対象の受刑者に対しても、充実した情報等を提供したい。

〈民間支援団体〉

* 当会では、大阪府、堺市、大阪市の所属する相談支援機関、行政から委託をされた相談事業所が活動をしている。
* 今年度は主に退院支援、地域移行支援についてピアサポーターと共同して、地域移行の取り組みを進め強化する活動方針。その中で、アルコール問題を抱えた方が退院するとき、地域での生活の環境整備や、福祉制度につなぐ手伝いもでてくる。ピアサポーター養成講座にも積極的に参加。
* 借金問題では、キャッシュレスを利用した金銭管理が難しい。社会福祉協議会の日常生活自立支援事業で管理しているが、キャッシュレスで口座と紐付けてチャージされていて、管理者が知らない間に元金が減り生活が成り立たないことがある。
* 日々社協、コミュニティソーシャルワーカー等とやりとりすることが多いので、どういった課題があるのかこの会議でお伝えしていければと思う。

〈自助団体〉

* 一日研修会は、ほぼ会員と家族の体験談で構成する研修会。全国でも1年を通して研修会が多いのは大阪府だけではないかと思う。
* 第5１回目の大阪府断酒会酒害相談講習会を、本日から全10回開催。
* 一日研修会は昨年、他の自助グループと連携しようと、AAやGA、その他の依存症の自助グループの方に体験談を語っていただく時間をとった。もっと幅を広げていろんな自助グループと交流、意見の交換、啓発もやっていきたい。
* 例えば大阪府全体の依存症の啓発のフォーラム、啓発月間、週間などに行政機関や医療機関など様々な団体、機関が参加して府民に啓発をするような催しがあればいいと思う。

〈民間支援団体〉

* 今年度、家族相談会を10回開催予定。
* ギャンブル依存症者の妻のためのミーティング活動も新たにしている。
* 昨年は当事者支援部が立ち上がり、当事者が当事者を助けるピアサポート活動も広げている。その妻版のギャン妻支援部も立ち上がり、皆でつながりながら問題を共有、解決に導いていけるように力を入れている。
* 最近の活動の中で問題視しているのは児童手当。児童手当の振り込み口座が、夫婦の場合収入の多い方に振り込まれるのが原則。その収入を全部ギャンブルに使ってしまう人もいるので、全国的に問題になっている。児童手当がギャンブルに使われています、児童手当法4条3項の法改正を求めます、というチラシも作り訴えている。
* 大阪府の助成金を使って、ギャンブル依存症家族のためのハンドブックと、啓発のカードを作成している。
* ギャン妻支援部では、若年化とオンラインなどで重篤な状況に陥っているパターンが多く、自助グループに参加したい、相談会に行きたいが小さな子どもをどうするか、ということで本当に困っている。当会では、イベントやミーティング活動にはできるだけ保育サービスをつけており、今年度は力を入れていきたいと思っている。行政への相談や家族会に参加したい時も、同じ問題が生じてくる。
* 公立高校などの啓発の講義に、ぜひ参加、協力したいと考えている。

〈市長・町村長会〉

* 国では令和3年12月に孤独孤立対策の重点計画として、具体的な政策を取りまとめた。その計画を受け、当市では依存症や自殺対策も含めた悩みに応じた相談先をまとめた孤独孤立対策ポータルサイトを昨年の12月に開設。市のホームページからアクセスが可能で、トップページでは悩み事の内容や、ライフステージなど特性を示した入り口を数パターン配置し、課題解決に向けたページにたどりやすくする工夫をしている。
* 掲載内容については、市役所内の支援情報を横断的に網羅しているほか、国、府などの情報も多く掲載し、継続的、一元的な情報管理とタイムリーな情報発信を行っている。また、そのポータルサイトの開設と同時に悩みに応じた相談窓口、居場所、支援体制などをまとめた冊子を作成し、市内の全世帯に戸別配布を行った。

〈学識経験者〉

* 違法、合法どれも病気であって、刑罰でなんとかなるという問題ではなく、治療をしていく必要がある。
* 若者のメンタルが非常に悪くなっている。コロナの影響もあるかと思うが自殺も増えている。
* 医療機関には、大麻の方も来るがどのぐらい依存があるのかよくわからない。
* 去年薬物部会でトラウマの勉強していただき、トラウマという問題が大きくクローズアップされたが、虐待などいろいろなひどい状況にあった子たちが大麻にはまりやすいようである。使うと非常に気持ち良いとか、発達障がいの方も交流関係、対人関係が困ると言って使う。薬と同じような作用で、常用してしまう可能性がある。
* 我々としては特に若い人たちを守っていかなくてはならない。例えばトラウマインフォームドケアという言葉も非常に流行っており、重視されているのはトラウマの再トラウマ化。そういう視点で見ると、刑罰で見ていくというのはいかがなものかというのが研究者の立場。今後、なぜこれが違法、合法なのかということをきっちり勉強していき、支援者は、まず偏見をとっていかなければならない。

〈精神保健福祉センター〉

* 当市のトピックとしては、司法関係との連携を強化しており、昨年度から、保護司、大阪更生保護女性連盟の方々に対して依存症のこと、当市での回復支援について研修をする機会をいただいたので、今年も継続していきたい。
* 満期出所の方に刑務所と連携し、出所前にパンフレットを見て希望された方に、事前の面談予約を取る。必要があればこちらが出向き、出所する前に事前面談を実施するということを始めていきたい。
* 若者への普及啓発は、今年度、子ども若者支援地域協議会という子どもを取り巻く機関が集まる協議会で、依存症の話をする機会をいただいた。若者の周りの支援者に関心を持っていただき、少しでも共通認識を得られたらと思っている。

〈薬剤師会〉

* 咳止めの中に入っている成分が該当するが、一般薬として普通に売られていて、大量に飲まれてしまうという方が多い。
* 規制としては自己規制だが、たくさん買われる方はチェックしているが、複数店舗で買われてしまうと防ぎようがない状況。
* 普及啓発に今年は力を入れていき、薬物乱用防止資材を作って薬剤師が学校や地域のイベントに参加したときに使用する。

〈精神科診療所協会〉

* ギャンブル等であれば若い人の受診が増えている。20代前半ぐらいの家族からの相談が増えている。
* ギャンブル等、アルコール、薬物にしても依存症治療に対応するクリニックが数少ないのは残念。
* 精神科の医師として、専門治療しないから受けないというよりは、少なくとも診断ぐらいつけられる。精神科の医師が診断するということは、患者さんにとってかなり大きな問題提起となる。自分のところで専門医療ができなくても、最初に診た精神科医が診断をつけて、一つの窓口として働くような形を今考えている。

〈精神科病院協会〉

* 最近、大麻の相談が多いが、非行少年ではなく、ごく一般の若者で18歳から23歳くらいの相談が多い。
* 変化や対象者に合わせて、支援のあり方を工夫していかないといけないと思う。

〈市長会・町村長会〉

* 前年度と同様、啓発活動が中心。
* 若者対策では、成人の集いで啓発チラシ等を入れていく予定。
* 特定健診、特定保健指導等の検診業務の問診等で、適正飲酒より多い場合には、生活習慣改善の指導や、病院につなぐということを引き続きしていく。
* 人口が少なく、家族の方が1年に1人ぐらいはギャンブル等の相談にこられる場合があるが、保健所や精神保健福祉センターと連携していければと思う。
* 専門性向上のための研修等も参加していきたい。

〈関西アルコール関連問題学会〉

* 当会は発足当時、50人ぐらい集まりだったが、1000人規模の学会になっている。医師だけでなく、看護師、ケースワーカー、作業療法士、当事者、地域の支援者、自助グループの方も学会員になれるというのは関西だけ。
* スティグマ、偏見というのはまだ変わっていないと思う。
* アルコールではストロング、ギャンブルではオンラインギャンブルが問題視されており依存症というのは業界とうまくやっていくことが、非常に大事。

事務局から連絡

* 今後の会議のスケジュールについての説明。
* 各部会の開催日に等については、就任委員で改めて調整行う。

3　閉会